

地方独立行政法人法（抄）新旧対照表（令和5年6月改正）

新	旧
<p>(中期目標等の特例) 第七十八条（略） 2～4（略）</p> <p><u>5 公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。</u></p> <p><u>6（略）</u></p> <p><u>7 第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。</u></p> <p>(中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例) 第七十八条の二 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の<u>区分</u>に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。</p> <p>(削る)</p> <p>二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p>	<p>(中期目標等の特例) 第七十八条（略） 2～4（略）</p> <p>(新設)</p> <p>5（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例) 第七十八条の二 公立大学法人は、<u>毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するか</u>に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。</p> <p><u>一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績</u></p> <p>二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 <u>当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</u></p>

<p>二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績</p> <p>2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、<u>同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。</u></p> <p>3 第一項の評価は、<u>同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。</u></p> <p>4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。</p> <p>5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。</p>	<p>三 中期目標の期間の最後の事業年度 <u>当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績</u></p> <p>2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、<u>各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。</u></p> <p>3 第一項の評価は、<u>同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。</u></p> <p>4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。</p> <p>5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。</p>
---	---

<p>6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。</p> <p>7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。<u>この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(認証評価機関の評価の活用)</p> <p>第七十九条 評価委員会が公立大学法人について<u>前条第一項第一号</u>に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は<u>同項第二号</u>に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。</p> <p>(中期目標の期間の終了時の検討の特例)</p> <p>第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について<u>第七十八条の二第一項第一号</u>に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。</p> <p>7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。</p> <p>(認証評価機関の評価の活用)</p> <p>第七十九条 評価委員会が公立大学法人について<u>前条第一項第二号</u>に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。</p> <p>(中期目標の期間の終了時の検討の特例)</p> <p>第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について<u>第七十八条の二第一項第二号</u>に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

附 則〔令和五年六月一六日法律第五八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定による改正後の地方独立行政法人法（以下この条において「新地方独立行政法人法」という。）第七十八条第五項の規定は、地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この条において「公立大学法人」という。）に係る令和六年四月一日以後に開始する同法第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る同法第二十六条第一項に規定する中期計画（以下この条において「中期計画」という。）について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画については、なお従前の例による。

2 新地方独立行政法人法第七十八条第七項の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間の事業年度の地方独立行政法人法第二十七条第一項に規定する年度計画（以下この条において「年度計画」という。）について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の年度計画については、なお従前の例による。

3 新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十一条第一項に規定する評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）の評価について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

4 公立大学法人が、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において、中期計画に新地方独立行政法人法第七十八条第五項に規定する指標（次項において「指標」という。）を現に定めている場合には、前三項の規定にかかわらず、同条第五項の規定は施行日から、同条第七項の規定は施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は当該翌事業年度に受ける評価委員会の評価から、それぞれ適用する。

5 公立大学法人が、施行日後において、令和六年四月一日前に開始した中期目標の期間に係る中期計画に指標を新たに定めた場合には、第一項から第三項までの規定にかかわらず、新地方独立行政法人法第七十八条第五項の規定は当該定めた日から、同条第七項の規定は同日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画から、新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は当該翌事業年度に受ける評価委員会の評価から、それぞれ適用する。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○参照条文

地方独立行政法人法（抄）（R5.6改正）

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3・4 （略）

（年度計画）

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。